

課外活動ガイドライン（2023年5月改訂）

※2023年5月8日以降適用

新型コロナウイルス感染症について、季節性インフルエンザと同じ「感染症法上の5類感染症」へ移行したことを受け、「課外活動再開ガイドライン（2023.3月改訂）」を改訂します。

1. 部員の感染が確認された場合は、連絡担当者（学生）を置くこと。
連絡担当者は、学生支援課からの指示・連絡があった際には部員（※）に周知すること。
※部員には、学生、社会人（学外）コーチ、他大学生等、活動に参加する者を含む。
2. 体調不良等の症状がある場合には、活動に参加しないこと。
3. 基本的な感染対策（※）に留意して実施することとし、宿泊・合宿、飲食を伴う活動を行う場合は、更に注意を払うこと。
特に飲食の場面では、感染リスクが通常時より高まることを意識すること。
※「基本的な感染対策」とは、「三密の回避」、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等をいう。
4. マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重する。
なお、次のような場面では、マスクの着用が推奨されている。
 - ・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時（当面の取扱い）。
 - ・医療機関を受診するとき
 - ・高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等を訪問するときなど。
5. マスクの着用に当たって、気温・湿度や暑さ指数が高まる時季においては、熱中症対策を優先すること。
6. 部員の感染が確認された場合は、活動を一時中止するとともに、連絡担当者は、詳細をとりまとめ、すみやかに学生支援課へ連絡すること。
7. 関係機関や種目関連団体が示すガイドライン、通知を順守すること。
8. 試合等のため入構する学外者についても、感染防止への協力を依頼すること。
また、感染者発生時等に備えて他大学団体等の代表者と連絡を取れるようにしておくこと。
9. 更衣室では速やかに着替え、滞在時間は最小限に留めること。
10. 体育館、文化サークル共用施設、体育サークル会館等の利用時は、常時又は定期的に窓の開閉やファン等による換気をおこなうこと。

【注意事項】

- ・今後の感染状況によっては、再度、活動の全部又は一部を禁止とする場合があります。
- ・施設を共用利用している団体については、双方でガイドライン等を確認し合い、施設共用利用団体全体として感染防止対策を行う意識を持って下さい。
- ・学内で対外試合を実施する場合は、施設管理上、3週間以上前までに学生支援課に申告して下さい。

担当：学務・国際戦略部学生支援課 学生支援係（学生センター2階）

連絡先：gakusei.gakusei@ynu.ac.jp